

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

- ◇ 告示 保険医の登録
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定 (六件)
- 土地改良事業の認可 (二件)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 都市計画法第六十六条による告示
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第八百号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条の五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政

令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小野 一 乘	鳥医第一、八〇一号	昭和四十八年十月六日
岩田 兼 正	一、八〇二号	"
高橋 伸 明	一、八〇三号	"
小林 仁 和	一、八〇四号	"

鳥取県告示第八百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

尾高井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|----|-----------|--------------|
| 理事 | 山 本 親 男 | 西伯郡岸本町上細見三九八 |
| " | 石 崎 勇 | 立岩七一ノ一 |
| " | 大 沢 登 龜 雄 | 吉定六五七 |
| " | 中 村 実 雄 | 八一九ノ一 |

野坂勉 岸本二九〇
 金沢健治 押口一一二
 勝長勉 遠藤三五五
 中本慶治 米子市石洲府四四四
 船越丈夫 福万二九六
 田淵正春 二二三
 塚田昭三 尾高一七九
 伊達重政 一一六九

任期満了により退任

尾高井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 中村登 西伯郡岸本町上細見三六八
 中原庄三 立岩一三二
 有馬正男 吉定八二二
 小沢三郎 四二一
 野坂勉 岸本二九〇
 井本宏美 押口一六〇ノ一
 仲田巖 遠藤三六九
 高橋誠治 米子市石洲府四三一
 船越丈夫 福万二九六
 田淵正春 二二三
 塚田昭三 尾高一七九
 伊達重政 一一六八

昭和四十八年四月七日開催の総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年四月十九日就任 任期四年

大口堰土地改良区

退任した役員の代名及び住所

理事 福島政雄 鳥取市古市二六一

昭和四十八年八月二十日死亡により退任

北条町土地改良区

退職した役員の氏名及び住所

理事 岸田喜代治 東伯郡北条町大字土下一九六
 岸田政雄 二〇六
 山口長利 島六五七の五
 田中喜八郎 曲五五三
 浜本二郎 弓原六一七
 三谷忠政 三六八
 田村昇 米里二九九
 遠藤清春 松神八二九
 石賀十七一 下神七三六の一
 磯江茂 北尾四六〇
 稲本忠雄 田井四〇四
 松本秋 江北六二の一
 生田貢 五四三

引田 鉄一 九一
 石井 末太郎 一七二〇
 磯江 豊 一九八九
 野島 友一 國坂四二八
 岡本 儀藏 二二五
 松尾 六藏 七七七
 榊田 一成 江北二四六二
 涌島 仁 五九五
 谷本 正和 曲三一六

昭和四十八年四月二十八日開催の第一回総代会で役員選挙が行われたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和四十八年四月二十八日
 退任

北条町土地改良区

就任した役員の代名及び住所

理事 岸田 政雄 東伯郡北条町大字土下二〇六
 岸田 喜代治 一九六
 岩間 信好 米里六四五
 山口 長利 島六五七の五
 磯江 茂 北尾四六〇
 吉田 直人 田井二三五
 三谷 武 弓原三七四
 浜本 二朗 六一七
 石賀 十七一 下神七三六の一

遠藤 清春 松神八二九
 田中 喜八郎 曲五五三
 生田 貢 江北五四三
 松本 秋 六二の一
 石井 末太郎 一七二〇
 磯江 豊 一九八九
 野島 友一 國坂四二八
 吉岡 儀重 一九〇
 松尾 六藏 七七七
 榊田 一成 江北二四六二
 中本 建治 松神八一五
 谷本 正和 曲三一六
 細川 登 江北五五の三

昭和四十八年四月二十八日開催の総代会において総選挙の結果当選し昭和四十八年五月六日就任 任期四年

国府土地改良区

退任した役員の代名及び住所

理事 市村 甚十郎 岩美郡国府町大字法花寺七四番地
 昭和四十八年九月十一日死亡により退任

鳥取市数津土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 井戸垣 納太郎 鳥取市数津二三〇番地

山根 頼男 一九四ノ二番地
 西尾 秋夫 一六四〇〇
 井戸垣 美親 一三二〇〇
 竹間 由時 一三五〇〇
 山根 裕 一四八〇〇
 井戸垣 勝治 馬場三〇二〇〇
 山根 謙之助 数津一四五〇〇
 石谷 一郎 一五一〇〇

任期満了により退任

鳥取市数津土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 井戸垣 納太郎 鳥取市数津一三〇番地
 山根 頼男 一九四ノ二〇〇
 西尾 秋夫 一六四〇〇
 井戸垣 美親 一三二〇〇
 竹間 由時 一三五〇〇
 山根 裕 一四八〇〇
 中島 義之 一五六〇〇
 山根 謙之助 鳥取市数津一六〇〇〇
 石谷 一郎 一五一〇〇

昭和四十八年五月二十七日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、
 昭和四十八年六月三十日就任 任期二年

久米ヶ原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 河本 一明 倉吉市福光四一四番地
 長田 清太郎 横田八三〇〇〇
 松本 幸男 国分寺二四〇〇〇

本人の都合により昭和四十八年八月二十日辞任

大鴨土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本 壽雄 倉吉市鴨河内二五二〇一
 渋谷 信好 二〇八四〇
 野儀 久市 福山二七五〇〇
 谷本 正雄 石塚二二六〇〇
 安井 一郎 上古川一三八一〇〇
 谷口 友市 三七三〇〇
 藤井 茂 蔵内七八一〇〇
 木田 吉蔵 小鴨四四三〇〇
 森石 秀春 二〇六一〇〇
 米田 剛 中河原六〇五〇〇
 山本 辰夫 北野四九八〇〇
 水谷 好雄 生田四〇六〇〇
 藤井 信雄 西倉吉町一六〇一二
 前田 清蔵 福守町五五五〇〇
 上山 正 秋喜一四四〇〇

任期満了により退任

大鴨土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 山本 壽雄 倉吉市鴨河内二五二〇一

“ 洪谷 信好 “ 二〇八四

“ 石賀 賢治 “ 福山二三四

“ 谷本 正雄 “ 石塚二二六

“ 安井 一郎 “ 上古川一三八一

“ 谷口 友市 “ 三七三

“ 藤井 茂 “ 蔵内七八一

“ 木田 吉蔵 “ 小鴨四四三

“ 森石 秀春 “ 二〇六一

“ 米田 剛 “ 中河原六〇五

“ 山本 辰夫 “ 北野四九八

“ 水谷 好雄 “ 生田四〇六

“ 藤井 信雄 “ 西倉吉町一六〇一二

“ 前田 清藏 “ 福守町五五五

“ 上山 正 “ 秋喜一四四

昭和四十八年七月二十日開催の総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年八月九日就任 任期三年

舎人土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 川田 茂 東伯郡東郷町大字方地九五六

“ 高塚 知義 “ 藤津二六三

“ 福本 実 “ 松崎四七四

“ 中村 仲夫 “ 藤津五五四

“ 山田 操 “ 七九四

“ 佐々木 昌弘 “ 野方一七六

“ 福井 博之 “ 白石六四〇

“ 福井 重利 “ 六四五

“ 藤原 良蔵 “ 方地九四九

“ 小林 義孝 “ 漆原二九八

“ 谷脇 久夫 “ 一二七

“ 池口 義博 “ 北福九三

“ 下田 登 “ 一〇四

“ 林 博美 “ 三八一

“ 土井 恒三 “ 方地九三一

“ 佐々木 輝文 “ 野方一八六

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十八年九月十四日就任 任期第一回の総会まで

鴨ヶ池土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 亀尾 福重 米子市目下七五六番地

“ 船岡 嘉市 “ 福万四九三 “ 二

“ 門田 要一 “ 七三三 “

池松 納司男 日下五四八
 松本 康照 一五二
 高橋 重雄 石州府四四三
 山口 計 日下二九一
 西村 政雄 福万一五七
 船越 甚三 三三七
 森山 繁義 七二二
 池松 議政 日下五五七
 奥田 富治 福万六一九
 任期満了により退任

鴨ヶ池土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 亀尾 福重 米子市日下七五六番地
 船岡 嘉市 福万四九三
 門田 要一 四八六
 仲石 宇一 日下五五一
 松本 康照 一五二
 船越 克己 二八二
 西村 政雄 福万一七五
 田中 利明 五九六
 船寄 辰雄 二六六
 森山 繁義 七二二
 藤川 吉之進 日下五六二
 監事 藤川 吉之進 日下五六二

田中 専治 福万五九五

昭和四十八年八月十六日開催の総会において役員選挙によつて当選し、昭和四十八年八月二十八日就任 任期四年

舎人土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 川田 茂 東伯郡東郷町大字方地九五六
 高塚 知義 藤津二六三
 福本 実 松崎四七四
 中村 仲夫 藤津五五四
 山田 操 七九四
 佐々木 晶弘 野方一七六
 福井 博之 白石六四〇
 福井 重利 白石六四五
 藤原 良蔵 方地九九九
 小林 義孝 漆原二九八
 谷脇 久夫 一二七
 池口 義博 北福九三
 下田 登 一〇四
 林 博美 二八一
 土井 恒三 方地九三二
 佐々木 輝文 野方一八六
 監事 佐々木 輝文 野方一八六

昭和四十八年九月二十八日開催の第一回総会において役員選挙が行われたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和四十八年九月二十

八日退任

舎人土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	川 田 茂	東伯郡東郷町大字方地九五六
"	高 塚 知 義	藤津二六三
"	山 田 操	七九四
"	佐々木 昌 弘	野方一七六
"	藤 原 良 蔵	方地九四九
"	小 林 義 孝	漆原二九八
"	池 口 義 博	北福九三
"	下 田 登	一〇四
"	土 井 恒 三	方地九三二
"	真 木 忠 康	松崎五七五の一
"	米 田 勉	白石六二六
"	山 本 憲 太 郎	五七二
"	福 原 九 市	漆原三二九
"	小 谷 正 己	一三四
"	伊 藤 幸	方地一〇五三
"	森 田 貞 夫	藤津七九八の一
監事	伊 藤 俊 彦	方地九六四
"	中 村 寛 正	野方一七四
"	瀬 能 清 行	羽衣石七四六の一

昭和四十八年九月二十八日開催の第一回総会において総選挙の結果当選

し、昭和四十八年十月五日就任 任期四年

鳥取県告示第八百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年八月三日付で鳥取市湖山町一五八一番地山根幸一ほか十四人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（湖山地区基幹農道舗装）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（湖山地区基幹農道舗装）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十四日から二十日間とする

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三号

昭和四十八年九月三日付で日南町長から申請のあつた土地改良（福万来地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四号

昭和四十八年九月三日付で日南町長から申請のあつた土地改良（笠木地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五号

昭和四十八年九月三日付で日南町長から申請のあつた土地改良（萩原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六号

昭和四十八年九月三日付で日南町長から申請のあつた土地改良(豊栄地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七号

昭和四十八年九月三日付で日南町長から申請のあつた土地改良(上萩山地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八号

昭和四十八年九月三日付で日南町長から申請のあつた土地改良(神福地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(上郷地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百十号

日吉津村長から申請のあつた村営土地改良(富吉地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、羽合都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画公園事業 第五・八・一号 東郷湖羽合臨海公園

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

収用の部分

昭和四十七年十二月鳥取県告示第七七十二号の事業地に東伯郡羽合町大字字野字西又二、字磯坪及び字西峰並びに大字長瀬字新川尻、字池端及び字新川前地内を加える。

使用の部分

なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十八年十月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和四十八年十月二十五日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について

(2) その他